

所管課：教育部生涯学習課

期 間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

### 令和元年度 各地区公民館等管理運営評価表

#### 1 施設概要

設置目的	北本市地区公民館等における市民の生涯学習及びレクリエーション活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興、健康及び社会福祉の増進に寄与すること。
施設内容	1. 南部公民館、南部集会所 2. 東部公民館、東部集会所 3. 西部公民館、西部集会所、荒井公園 4. 北部公民館、北部集会所 5. 中丸公民館、中丸集会所 6. 勤労福祉センター 7. コミュニティセンター 8. 学習センター
指定管理料の支出額	協定締結額 166,017,000 円 支出済額 166,017,000 円

#### 2 指定管理者

名 称	一般社団法人北本市コミュニティ協議会
所 在	北本市本町8丁目16番地3
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
業務範囲	(1) 施設の利用許可に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 主催事業（イベント含む）に関する業務 (5) その他、施設の設置の目的を達成するために必要な業務であって、教育委員会と協議の上定めた業務

#### 3 管理運営の実績

施設の貸出状況等	条例・規則、仕様書に基づいた受付・貸出が行われた。 ・利用者数は278,576人（平成30年度310,585人）で前年同期比32,009人の減、率にして約10.3%の減
料金の収受の状況	条例・規則に基づき収受が行われた。 ・貸館業務18,770,225円（平成30年度21,004,275円）で前年同期比2,234,050円の減、率にして約10.6%の減。
自主事業の状況	健康体操、健康ヨガ教室、テニポン、各館での高齢者学級やサマーフェスタ事業、サロン事業等を実施した。
施設維持管理の状況	清掃、設備の点検、警備、植栽の管理等が行われた。
収支の状況	(1) 収入 199,129,928 円 指定管理料 166,017,000 円、利用料金 18,770,225 円、主催事業収入 771,999 円、公民館サロン補助金 320,000 円、雑収入（印刷機、コピー機、公衆電話）1,209,170 円、受取利息 97 円、繰越金 12,041,437 円

	<p>(2) 支出 193,216,625 円</p> <p>人件費(報酬)84,207,329 円、事務費 27,715,041 円、管理費 69,428,317 円、事業費 1,490,383 円、予備費 0 円、繰越金 16,288,858 円、</p> <p>(3) 収支 0 円 (但し、繰越金 16,288,858 円)</p>
--	--

#### 4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	<p>毎年年度末に実施しており、今回新型コロナウイルス感染対策による公民館閉館の影響で集計ができなかった為、令和元年度7月に行われたサマーフェスタのアンケート結果を添付した。結果について、参加者は女性の、60代～70代、市内在住者の利用が大半であり、交通手段6通りの中で1/2が車で来館している結果となった。また、アンケート内ではサマーフェスタの感想の他、施設についても意見を頂いており、どの施設も老朽化しており、中でもトイレ改修(和式を洋式に変更)、照明が暗い、空調の故障が多いため夏の利用が困難など施設・設備の老朽化に伴う不満の声も多く寄せられていた。</p> <p>高齢者社会を迎え、公民館は地域の人々との交流の場として、その利用満足度を高めていくことを多くの人が望んでいます。今後さらなる改善と魅力ある地域づくりに貢献していきます。</p>
利用者の意見、苦情等とその対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な声かけや窓口での接客は、誠意をもって対応するとともに研修等を含め職員教育を図っている。</li> <li>・全館に意見箱を設置し、利用者からの意見や要望等を把握しており、その対応に関する記録を整備し、市へ速やかに報告している。</li> </ul>

#### 5 庁内検査委員会のまとめ

所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理業務と自主事業を明確に区分すること。</li> <li>・管理施設の修繕等については、基本協定書の規定に基づき適切に実施すること。</li> <li>・繰越金の取扱いを適正化すること。</li> </ul>
----	---

#### 6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	
対応状況	

#### 7 評価委員会のまとめ

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。</li> <li>○ B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。</li> <li>○ C：履行に重大な問題がある</li> </ul>
所見	<p>国・県の審議会の答申、提言等を踏まえ、時代に合った、より市民が利用しやすい施設となるよう所管課及び指定管理者が協力して貸館判断基準の見直しを進めること。</p>

(評価実施日 令和2年10月5日)